

ワーキンググループの設置について

- 1 「行政刷新会議の設置について」(平成21年9月18日閣議決定)5に基づき、規制仕分けを実施するため、ワーキンググループを設置する。
- 2 行政刷新会議の議長は、評価者を指名し、ワーキンググループに参集を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、原則として、相当と認める方法により、公開とする。
- 4 ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、公表する。
- 5 ワーキンググループの議事概要は、公表する。
- 6 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで決定する。